

始良市農業委員会総会議事録（令和4年1月）

1. 開催日時 令和4年1月31日（月） 午後1時30分～午後3時30分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員 4番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（5人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇蘭 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員 2番推進委員、4番推進委員、5番推進委員、8番推進委員、9番推進委員、11番推進委員、12番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地の利用目的変更願について
8. 議案第 6号 非農地証明願について

- 9. 議案第 7 号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
- 10. 概案第 8 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
- 11. 農地あっせんの経過報告
- 12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
- 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査

	<h2>始良市農業委員会総会議事録（令和4年1月）</h2> <p>（大会議室に農業委員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、令和3年度 第10回 始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は<u>19名中、18名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は、4番農業委員が欠席であります。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明。</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、11番農業委員、12番農業委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき</p>

	<p>ます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 27 番までについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 1 月 31 日、契約の始期は 2 月 1 日をそれぞれ予定しております。</p> <p>契約年数につきましては、1 年間で 2 件、3 年間で 9 件、5 年間で 25 件、10 年間で 3 件で、合計 39 件となっております。面積につきましては、合計 83,447 m²となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 8 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の 6 ページから 7 ページの 28 番から 29 番が、12 番農業委員、7 ページから 8 ページの 30 番から 39 番が、18 番農業委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1 番から 27 番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 27 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>

議 長	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から27番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>なお、議案第1号 28番から39番までについては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。</p> <p>28番から29番の関係者、12農業委員の退席をお願いします。</p>
委 員	（12番農業委員退席）
議 長	<p>それでは、28番から29番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第1号 28番から29番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	〔賛成多数〕
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、28番から29番までについては原案のとおり決定いたしました。</p> <p>12番農業委員は着席してください。</p>
委 員	（12番農業委員着席）
議 長	<p>次に、30番から39番の関係者、18農業委員の退席をお願いします。</p>
委 員	（18番農業委員退席）
議 長	<p>それでは、30番から39番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第1号 30番から39番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	〔賛成多数〕

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、30番から39番までについては原案のとおり決定いたしました。</p> <p>18番農業委員は着席してください。</p> <p>（18番農業委員着席）</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第2号 —————</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から11番までについて説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、9ページから11ページでございます。今月の申請件数は、11件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから8ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 木津志在住の〇〇。譲渡人 同じく木津志在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、木津志字向江脇〇〇番〇 田、1筆の969㎡となります。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。1番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和4年1月20日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、譲渡人が体調を悪くされ、譲渡を依頼されたため、この農地を買うことになったそうです。譲受人は、人・農地プランでも、この地域の中心経営体となっております。機械等は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、管理機1台あり、問題ありません。労働力は、本人と妻、子供もおり問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上、1番の報告を終わります。</p> <p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 大阪府門真市在住の〇〇 の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字榎木田 〇〇番 田、字榎木田〇〇番 田、字榎木田〇〇番 田、字中ノ原 〇〇番 田、字下草頭〇〇番 田、5筆の合計面積が2, 509㎡となり ます。 以上で、2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7番推進委員です。調査報告をいたします。 令和4年1月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を 調査いたしました。譲受人は、自分の所有している農地の周りを買って、 息子に所有権を移転したとのことです。機械等は、トラクター1台、田 植機1台、防除機1台、軽トラック1台を所有しており、問題ありませ ん。刈り取りだけは、委託するとのことです。労働力も、妻もおり問題 ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思わ れますので、許可相当と思われます。 以上で、2番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、3番についてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の売 買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字川原田〇〇番 田、1筆の195㎡となります。 以上で、3番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに 補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7番推進委員です。調査報告をいたします。 令和4年1月19日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を 調査いたしました。2番と同じように、譲受人は、自分の所有している 農地の周りを買って、息子に所有権を移転したとのことです。機械等は、 トラクター1台、田植機1台、防除機1台、軽トラック1台あり、問題 ありません。刈り取りだけは、委託するとのことです。労働力は、妻も おり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思わ れますので、許可相当と思われます。</p>

議 長	<p>以上で、3番の報告を終わります。</p> <p>次の、4番ですが5番とも関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番と5番についてご説明申し上げます。</p> <p>まず4番の譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 同じく鹿児島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字高崎〇〇番田、1筆の712㎡となります。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p> <p>5番の譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字高崎〇〇番〇 田、字高崎〇〇番〇 田、2筆の合計面積が1,715㎡となります。なお、4番と5番の農地は、同一ほ場内にあり、譲受人も同一のためまとめて説明いたしました。</p> <p>以上で、5番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の4番と5番に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。18番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和4年1月24日、譲受人と現地で会い、申請地を調査いたしました。譲受人は、修理工場を経営されておりましたが、蒲生で水稻の耕作をされております。機械等は、トラクター2台、田植機1台、管理機2台、バインダー1台、ハーベスタ1台、払草機20台、軽トラック3台あり、問題ありません。労働力は、本人のみです。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、4番と5番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人 蒲生町上久徳在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字平田〇〇番田、1筆の475㎡となります。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の6番に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。18番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和4年1月21日、譲受人の父親と現地で会い、聞き取りを行い、</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地を調査しました。申請地は、5番の譲渡人の農地であります。この農地については、譲受人である息子に耕作させたいとのことでした。機械等は、トラクター1台、管理機1台、コンバイン1台、田植機1台、バインダー1台、草払機3台、軽トラック2台あり、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、6番の報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の、7番について事務局の説明を求めま。</p> <p>それでは、7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人 同じく蒲生町久末在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町久末字夏越田〇〇番〇 田、字旭田〇〇番 田、2筆の合計面積が1,798㎡となります。</p> <p>以上で、7番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の7番に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。18番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和4年1月21日、譲受人の父親と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人、譲渡人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、6番で説明した方です。親子間からの贈与であります。機械等は、トラクター1台、管理機1台、コンバイン1台、田植機1台、バインダー1台、草払機3台、軽トラック2台あり、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、7番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めま。</p> <p>それでは、8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町久末在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、船津字馬場迫〇〇番〇 田、字馬場迫〇〇番〇 田、字馬場迫〇〇番 畑、3筆の合計面積が250.66㎡となります。田の2筆については、議案第5号の2番で農地の利用目的変更願が上程されています。畑に変更して、ブルーベリー、みかん等を植栽されるとのことでした。</p> <p>以上で、8番の説明を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の 8 番に関連して、9 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。9 番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和 4 年 1 月 22 日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、蒲生でブドウを栽培されております。機械等は、耕運機 1 台を所有しております。労働力は、妻もおり問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、8 番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、9 番について事務局の説明を求めまます。</p> <p>それでは、9 番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇 他 3 名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字屋ノ上〇〇番〇 田、1 筆の 1, 164 m²となります。</p> <p>以上で、9 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明の 9 番に関連して、3 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。3 番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和 4 年 1 月 24 日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、主に水稻を栽培しております。機械等は、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台あり、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>以上で、9 番の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、10 番について事務局の説明を求めまます。</p> <p>それでは、10 番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字川原田〇〇番 田、1 筆の 2, 939 m²となります。</p> <p>以上で、10 番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の 10 番に関連して、6 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

	<p>委員</p> <p>はい。6番農業委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和4年1月19日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、水田の輝度拡大をしたいとのことでした。機械等は、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、防除機1台、管理機2台、軽トラック1台とそろっており、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、10番の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、11番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町米丸字アベ木〇〇番〇 田、1筆の796㎡となります。</p> <p>以上で、11番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の11番に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい。6番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和4年1月19日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、建設会社を経営されながら、水稻を50a耕作されております。昨年、農業用のドローンも購入されております。機械等は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、防除機1台、農業用ドローン1台、軽トラック1台とそろっており、問題ありません。労働力は、息子もおり問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、11番の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から11番までについて一括して質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から11番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から11番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第3号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第5 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から5番までについて説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は12ページから13ページでございます。今月の申請件数につきましては、5件となっております。</p> <p>今回は、農地パトロール等で転用されている所有者に、通知をしているため、始末書等が添付されている議案となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、蒲生町白男在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町白男字下り山〇〇番〇 田、1筆の面積が377㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行がなく、農地の広がりには10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は第1種農地と判断されます。転用目的は、貸駐車場、理由といたしましては、隣接者からの申し出により、貸駐車場と利用しているとのこととでございます。資金につきましては、転用済みのため不要で、改良区のほうも、転用済みのため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。なお、こちらは、第1種農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。10番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、岩戸公民館から、南西に約100mの位置にございます。被害防除現況として、東が里道、西が田、南も田、北が県道です。申請実現の確実性は、既に転用済みであるため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準に</p>

議 長	<p>ついて調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
事務局	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、蒲生町下久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町漆字下り山〇〇番 田、1筆の面積が1,273㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、山林で、理由といたしましては、耕作不便のため、クヌギを植えて山林としたいとのこととございます。資金につきましては、転用済みのため不要で、改良区のほうも、転用済みのため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、旭公民館から、南西に約400mの位置でございます。被害防除現況として、東が水路、西も水路、南が林道と里道、北が河川です。申請実現の確実性は、既に転用済みであるため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字原田〇〇番〇田、1筆の面積が246㎡です。申請地につきましては、地域区域の設定がないため、第3種農地と判断されます。転用目的は、貸駐車場・貸資材置場で、理由といたしましては、弟が隣接地に住むことになったため、貸駐車場・貸資材置場として利用したいとのこととございます。資金につきましては、自己資金で、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書と顛末書も添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。</p>

議 長	<p>以上で、3番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、桜島インターチェンジから、西に約250mの位置にあります。被害防除現況として、東が私道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、船津在住の〇〇。土地の所在は、船津字一町畠〇〇番〇田、1筆の面積が292㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、駐車場で、理由といたしましては、耕作するには不作不便なため、駐車場としたいとのことです。資金につきましては、転用済みのため不要で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書と始末書も添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。1番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、船津公園から、北西に約180mの位置にあります。被害防除現況として、東が里道、西が河川、南が市道、北が里道です。申請実現の確実性は、既に転用済みのため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字石原田〇〇番 田、1筆の面積が217㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、駐車場・資材置場で、理由といたしましては、家の隣接地にあるため、駐車場・資材置場として利用したいとのごことでございます。資金につきましては、転用済みのため不要で、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書と始末書も添付されております。こちらは、追認で農地法の許可を得るものであります。</p> <p>以上で、5番の説明を、終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、龍門滝温泉から、北に約140mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西が畑、南が里道、北が宅地です。申請実現の確実性は、転用済みのため、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から5番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委 員</p> <p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、1番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、意見聴取いたします。</p>

	<p>議案第4号</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から9番までについて説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、14ページから16ページでございます。今月の申請件数につきましては、9件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字江湖〇〇番〇 田、1筆の面積が978㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、資材置場で、理由につきましては、資材置場を拡張したいとのごことでございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、日通商事から、東に約70mの位置にございます。被害防除現況として、東が農道、西が水路、南が原野、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人は、霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人は、平松在住の〇〇です。土地の所在は、平松字仮屋園〇〇番〇 畑、1筆の面積が164㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由としましては、宅地造成を行うことで住</p>

議 長	<p>宅緩和に寄与するとともに、経営安定を図りたいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。13番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、タイヨー重富店から、南に約40mの位置です。被害防除現況としまして、東が里道、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性といましては、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 鹿屋市在住の〇〇。貸人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字下亀泉院〇〇番〇 畑、字梅木畑〇〇番 〇 畑、2筆の合計面積が395㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 130.90㎡で、理由としましては、申請地は実家の隣接地のため、自宅を建築し居住したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。13番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、吉田内科クリニックから、西に約40mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、平松字平松原〇〇番 畑、1筆の面積が352㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 96.47㎡で、理由としましては、現在借家住まいのため、一般住宅を建築したいとのごことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、13番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。13番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、鹿児島銀行重富支店から、南に約190mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇他2名です。土地の所在は、東餅田字中牟田〇〇番〇 田、字中牟田〇〇番〇 田、字中牟田〇〇番〇 田、字中牟田〇〇番〇 田、4筆の合計面積が2,283㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、宅地造成（9区画）をして住宅建築予定者に販売するためとごことでございます。資金については、自己資金で、土地改良区の意見書があります。また、被害防除計画書の添付もされております。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。</p>

議 長	<p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、ホームタウン帖佐集会所から、北東に約270mの位置にあります。被害防除ですが、東が宅地、西が田、南が市道と宅地、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
事務局	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字青木水流〇〇番〇 畑、1筆の面積が2,050㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は月極駐車場で、理由としましては、賃貸アパート住人用の駐車場と近隣住民及び法人等の月極駐車場として利用したいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、17番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。17番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、コープあいら店から、西に約20mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 蒲生町米丸の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。貸人 加治木町反土在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町日木山字楠原〇〇番畑、1筆の面積が2,713㎡です。申請地につきましては、農用地区域内農地です。転用目的は資材置場で、理由としましては、楠原畑地帯のパイプライン工事の資材置場として利用したいとのことでございま</p>

	<p>す。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。こちらにつきましては、一時転用で、令和4年2月1日から、4月30日までとなっております。なお。こちらは、農用地区域内農地ということで、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、12番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。12番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地であるが、一時転用に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、弓削公民館から、北西に約500mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が畑、西が農道、南も農道、北が畑です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、期間終了までに農地に復元することとなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 大阪府大阪市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字川添 〇〇番 田、1筆の面積が961㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は変圧器・開閉器盤設置用地で、理由としましては、当社の太陽光発電を、九電に配電するための変圧器・開閉器盤を設置したいということでございます。資金のほうは、融資で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。</p> <p>本申請について、詳しくご説明いたします。</p> <p>本申請の経緯ですが、令和2年10月12日農地法第3条申請がなされ、令和2年10月総会で許可を得て、現在の所有者が農地を購入されております。その後、耕作が難しいとのことで、令和2年11月25日農地法第4条で、山林への転用申請をしましたが、令和2年12月総会で、近隣への落葉(クヌギ)、日照等の影響から不許可となっております。その後、令和3年4月6日農地法第4条で、資材置場として転用申請いたしました。令和3年4月総会で、進入路がないため不許可となっております。</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>農地法第3条で取得した農地を転用する場合には、県の通知では、それが正当な事情であるかどうかを確認して、農地転用に至った経緯の事情を説明する理由書の添付を指導することとなっております。参考資料の56ページに農地譲渡理由書が添付されておりますのでご覧ください。内容としましては、進入路を確保できないこと、用水の安定確保ができないことから、耕作が難しいとして不耕作状態となり、昨年は近隣住民からヤスデ発生の苦情も受けたとのこと。そこに、今回当該地に変電施設を設置したいと、太陽光発電業者より提案があり、売却することとなったようです。</p> <p>転用事業の内容は、大山からのメガソーラーからの接続が、九電からの指示で、申請地隣接地の九電鉄塔が指定され、そこに接続するための変圧器・開閉器盤の設置となっております。前回、資材置場への転用不許可の理由として、通作路がないことが原因でしたが、今回九電のほうから、通行承諾書をいただいております、申請書に添付してあります。申請地の排水については、高さを1.1mから0.9mほど上げ、勾配をつけて北側市道の側溝に排水予定で、隣接農地の田の排水確保を条件にする予定でございます。</p> <p>本市では、合併当時に農地法第3条取得後3年間は耕作することを指導する旨を申し合わせ事項としているところですが、他市町村では、1年から5年間と年数に差があるようです。いずれにせよ農地法第3条取得後に転用申請する際は、理由書を提出して正当な事情かどうかを判断していただきたいと思っております。その際、今後同一人物からの農地法第3条申請は、原則許可できない、あるいは耕作する旨の誓約書を添付してもらう等の処置をとることになります。</p> <p>今回事務局では、申請書・理由書を確認のうえ、農地としての利用価値が低く、土地の有効活用の観点からも正当な事情と判断して、受理した次第であります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。18番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、上木田公民館から、南東に約230mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が雑種地、西が宅地、南も宅地、北が田と宅地です。申請実現の確実性といたしまして、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、隣接農地の排水確保をすることとなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
-----------------------	--

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 西餅田 在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字西道丁原〇〇番 畑、1筆の 面積が1,044㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用 途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判 断されます。転用目的は宅地造成で、理由のほうにつきましては、住宅 需要が見込まれるため、宅地造成（3区画）したいとのございま す。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため 不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足 説明をお願いします。</p> <p>はい。10番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、 東公民館から、北に約200mの位置です。被害防除現況ですが、東が 転用許可地、西が宅地、南が市道と原野、北が畑と宅地です。申請実現 の確実性は、自己資金証明があり、確実であります。条件及び特記事項 は、ありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一 般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見 であります。 以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、しばらく休憩いたします。</p> <p>(休 憩)</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決 定について、1番から9番までについて、一括して質疑に入ります。質 疑のある委員は挙手をお願いします。</p> <p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について の、1番から9番までについて、原案のとおり意見決定及び許可するこ とに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>[賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p>なお、7番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、意見聴取いたします。</p> <p>ここで、しばらく休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。</p> <p>次に、日程第7 議案第5号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番までについて、説明を求めます。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、17ページです。今月の申請につきましては、2件となっております。参考資料につきましては、62ページから67ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、永瀬字宮原〇〇番 田、字宮原〇〇番 田、2筆の合計面積が739㎡です。申請地につきましては、農用地区域内農地です。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、畦が崩れて田としての利用が難しいためとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、18番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。18番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置ですが、永瀬公民館から、北に約80mの位置です。被害防除の現況ですが、永瀬字宮原〇〇番 田のほうが、東が田、西が水路、南が県道、北が水路です。永瀬字宮原〇〇番 田のほうが、東が田、西が田と畑、南が県道、北が田です。申請実現の確実性は、既に畑として野菜が作付けされているので、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p>

議 長	<p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。こちらは、議案第2号の8番と関連がございます。申請人は蒲生町久未在住の〇〇、所有者は船津在住の〇〇でございます。土地の所在は、船津字馬場迫〇〇番〇田、字馬場迫〇〇番〇田、2筆の合計面積が71.66㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、用水の確保が難しいため、畑として利用したいとのことでございます。なお、被害防除計画の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。10番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、船津公民館から、南東に約270mの位置です。被害防除の現況ですが、東が3条許可地、西が宅地、南が3条許可地、北が宅地です。申請実現の確実性は、みかん、ブルーベリーを栽培するため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番から2番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第5号 農地の利用目的変更願についての、1番から2番までについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>

	<p>—————</p> <p>議案第6号</p> <p>—————</p>
議 長	<p>次に、日程第8 議案第6号、非農地証明願についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番までについて、説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号 非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は、18ページです。今月の申請につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番を説明いたします。申請人は加治木町諏訪町在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、加治木町西別府字宮田〇〇番 畑、1筆の面積が718㎡です。申請地につきましては、第2種農地です。現況は宅地で、平成元年に家を建てたということです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番推進委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、永原小学校から、西に約100mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり建物が建っており、32年程度経っております。周囲の現況が、東が市道、西が保安林、南が宅地、北も宅地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となって、すでに20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、2番を説明いたします。申請人は東京都杉並区在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、大山字堂園〇〇番〇 畑、1筆の面積が498㎡です。申請地につきましては、第2種農地です。現況は宅地で、昭和50年頃父が建物を建築したとのことです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、1番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、山田集落排水処</p>

<p>議 長</p>	<p>理場から、南東に約220mの位置です。現況といたしまして、申請のとおり建物が建っており、40年程度経っております。周囲の現況が、東が山林、西が県道、南が畑、北が宅地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、宅地となって、すでに20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>それでは、議案第6号 非農地証明願についての1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第6号 非農地証明願についての1番から2番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第6号 非農地証明願についての1番から2番までについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第9 議案第7号、農地あっせん申出(売渡 希望)についてを議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第7号 農地あっせん申出(売渡 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、19ページです。今月の申請につきましては、売渡1件となっております。参考資料につきましては、73ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を説明いたします。</p> <p>内容につきましては、売渡です。申請者は鹿児島市在住の〇〇、土地の所在が、加治木町西別府字穴尾〇〇番〇 畑、1筆の面積が800㎡です。譲渡希望価格は、10a当り1,500,000円とのことです。希望譲渡価格は、10a当り3,000,000円で申出がありましたが、事務局で価格が高いと指摘したところ、1,500,000円となりました。それでも価格が高いと思われませんが、申出を受けるかについて審議していただきたいと思えます。</p>

議 長	<p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案7号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>地区委員の方々から選出していただきたいと思ひます 自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
	<p>委 員 「意見なし」</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第7号 農地あっせん申出（売渡 希望）についての、</p> <p>1番については、5番農業委員、1番推進委員、 4番推進委員に、</p> <p>お願いしたいと思います。</p>
	<p>委 員 「はい」</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願ひいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第8号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第10 議案第8号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用</p>

	<p>集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、議案第1号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。</p> <p>なお、資料23ページの各筆明細29番が、9番農業委員に係る案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。</p> <p>それでは、総会資料の20ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和4年2月1日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、22ページから23ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。利用権設定を受ける者の氏名または名称については、公益財団法人鹿児島県地域振興公社理事長 満菌 秀彦 です。本案件は、利用権設定開始日令和4年2月1日として、本市で配分計画案を作成。次に機構が配分計画を策定し、県に認可申請を行い、当該申請に基づいて県が配分計画を認可した後に、本市農業委員会の決定を受け、市が公告することで効力が発生します。総会資料の21ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、新規で10件、載せ替えて7件、更新で12件の、申請面積は30,518㎡です。設定する権利別は、賃貸借が27件、使用貸借が2件、期間別は、全て10年となっております。</p> <p>今回の設定地域は、大字別で、蒲生町上久徳地区、蒲生町北地区、蒲生町白男地区、蒲生町下久徳地区、上名地区、船津地区の6地区となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、利用権設定開始日 令和4年2月1日 各筆1番から28番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和4年2月1日 各筆1番から28番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和4年2月1日 各筆1番から28番までについて、原案のとおり決定いたし</p>
議 長	
委 員	
議 長	
委 員	
議 長	

	<p>ました。</p> <p>なお、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和4年2月1日 29番については、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件として質疑し、採決いたします。</p> <p>29番の関係者、9番農業委員の退席をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 (9番農業委員退席)</p> <p>それでは、29番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 「質疑・意見なし」</p> <p>それでは、お諮りいたします。議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和4年2月1日 29番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>委員 [賛成多数]</p> <p>賛成多数により、議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和4年2月1日 29番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>9番農業委員は、着席してください。</p>
	<p>委員 (9番農業委員着席)</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p> <p>次に日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>3ページの30番〇〇さんの借受希望ですが、現状の経営面積で手一杯とのことで、取り下げたいとのことです。4ページの32番〇〇さんの借受希望ですが、小山田のほうに借受が決まったそうですが、職業訓練校の農業部門を研修中で、4月1日までは利用権設定できないようです。43番〇〇さんの売渡希望ですが、2年間利用権設定をしてから購入したい方がいらっしゃいましたので、2月に利用権設定予定です。5ページの47番〇〇さんの売渡希望ですが、今月の議案第1号の7番で利用権設定がなされました。申請者にも確認したところ、買い手がない</p>

		<p>場合は、貸付でもよいとのことでしたので、完了といたします。48番〇〇さんの売渡希望ですが、今月の議案第1号の16番と29番で、利用権設定がなされましたので、完了といたします。57番〇〇さんの貸付希望ですが、今月の議案第1号6番で、利用権設定がなされましたので、完了といたします。7ページの75番〇〇さんの売渡希望ですが、今月の議案第2号の4番と5番で、農地法第3条の所有権移転が許可となりましたので、完了といたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
		<p>————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————</p>
議 長		次に日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。1月は12件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約1月分を、後ほどご確認ください。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		12番農業委員。
	委 員	<p>はい。12番農業委員です。</p> <p>5番と6番の合意解約となった経緯を説明いたします。発端は、〇〇さんが農地を探していることから始まりました。6番の借人〇〇さんは、農地が1筆だけ離れて不便に思われていることを聞いておりました。離農される〇〇さんの農地は、散らばっていました。全て集まって話をしたのではないですが、この合意解約により4名の方に、2町歩の集積をすることができました。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長		ほかに何かありませんか。

	委員	「質問・意見なし」
議長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		————— その他 —————
議長		それでは日程第13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委員	[挙 手]
議長		12番農業委員。
	委員	はい。12番農業委員です。 4名の方に2町歩の集積の報告をしました。このようにまとめるのは、非常に難しいです。今回は、個人的な話し合いをしましたが、議事録はありません。人・農地プランでの話し合い活動の実績に挙げられるのか、事務局にお尋ねします。
議長		事務局。どうですか。
	事務局	プランごとで、やり方も違うと思います。目標があって、話し合いの計画があって、結果そうなったのであれば実績に挙げてもらって良いと思います。連絡もつかない方もいらっしゃいます。
議長		この件について、ほかの委員の方はどうですか。
	委員	[挙 手]
議長		3番農業委員。
	委員	はい。3番農業委員です。 私は、実績に挙げて良いと思います。集まった方がすべて、良い意見とは限りません。反対的な意見があると、前に進みません。いろんなやり方を取り入れた方が、良い方向に進むと考えます。
議長		ほかにありませんか
	委員	[挙 手]

議 長	17番農業委員。
委 員	はい。17番農業委員です。 総会後の農地利用最適化推進会議で実施している旧町単位で話し合いをして、情報を共有して、人・農地プランを進めることが大事です。
議 長	国は、5年を目途に農地を8割流動化しなさいとっております。急ぎすぎではないかと私は思っておりますが、人・農地プランでの話し合いについては、やり方を含めて大事なことだと思います。事務局は、検討する必要があるのではないのでしょうか。事務局どうですか。
事務局	人・農地プランについては、いろいろ悩んでいる委員もあるかと思っております。会長が言われました国の目標は、事務局としても無理だと思っておりますが、それだから何もしなくてもよいということではないです。各地域での課題は、様々だと思います。鳥獣対策や基盤整備・パイプライン化などがあります。それらの課題をうまく農政課や耕地課につなげて、農家の方に作業条件が良くなるようにすることが私たちの仕事だと思っております。少しでも、話し合いの場を増やして、情報を共有できるようにと考えております。人・農地プランについては、農政課と協議していきたいと思っております。
議 長	12番委員。よろしいですか。
委 員	はい。
議 長	ほかに、委員の方から何かございませんか。
委 員	[発言なし]
議 長	ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。
事務局	○ 非農地確定調査の依頼について ○ 利用権申請書の期限内提出について ○ ネームプレートについて ○ 鹿児島県農業委員会大会（2月1日開催）の中止について
議 長	ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和3年度 第10回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 [閉会]

事務局長

姿勢を正してください。

一同礼。

議事録署名委員

署名委員 _____

署名委員 _____